

民と官の連携による公共サービス改革検討委員会議事録  
(平成22年度第1回目)

- 1 開催日時 平成22年4月13日(火) 午前10時～正午  
 2 開催場所 富士見市役所 2階 市長公室  
 3 出欠状況

阿部委員	市川委員	伊藤委員	河村委員	福嶋委員	船生委員
○	○	欠	○	○	○
事務局 (政策財務課)	政策財務課長、同課主査、同課主事				

- 4 議題 (1) 公募補助概要について  
 (2) 公募補助に関する評価基準について  
 (3) その他

5 議事内容

<p>1 開会            2 委員長あいさつ            3 議事            (1) 公募補助概要について            (2) 公募補助に関する評価基準について  <b>【資料】</b> 1 公募補助概要について                      2 公募補助に関する評価基準について                      3 特定者補助一覧(交付団体を含む)                      ・ 参考資料 自治体補助金改革の取組状況(富士見市含む)</p> <p>事務局：資料の説明            委員長：これからの基本方針が事務局案として示されましたが、何かご質問、ご意見等ありますか。            委員：現在、団体構成員の人件費を100%補助している団体はありますか。            事務局：社会福祉協議会の補助金などが人件費相当分の補助となっています。            委員：補助金の総額は先に決めますか。            事務局：公募補助を考える際には、総額のことはあまり考慮しなくてもいいと思っています。最終的な予算の段階では、金額の調整もありえますが、公募補助を導入する主旨は、あくまでも補助金の硬直化の見直しや時代に即した補助制度の再構築といった点が主になると思います。            委員：では、硬直化したものを見直すことが最大のポイントとなるということですね。            委員長：毎年公募をするのであれば、今減らしておかないと毎年増えてしまう可能性もある。            委員：毎年公募を行うと、補助金の総額が年々増加してしまうかもしれないので、3年おきに申請を受け付ければ良いと思う。</p>
---

事務局：公募補助を導入する目的の1つに、補助の公平性をどう保つかということがあります。つまり、事業の立ち上げ年度は、一般的には団体が一番お金を必要とする時期であり、公募補助申請年度とその時期が合えばよいが、委員の意見のとおり、3年ごとの受付ということになると、時期の合致しない団体は1～2年待たないと公募補助の申請ができない状況になってしまいます。それでは公平性が保てないため、3年ごとの受付とするのは難しいと考えます。

委員：補助期間が最大3年となっているが、これは最初に3年と申請し認められても、毎年申請を行わなくてはいけないのか。

事務局：最初に3年と認めた団体は、3年後に再度公募の申請をしていただくことになります。

委員長：補助を認めるときに、全て3年の事業期間があるとは限りません。事業によっては単年度のみ補助などいろいろな要素があるので、評価時には注意が必要となる。

委員：例えば単年度のみ補助は何がありますか。

委員長：市によっては、1年で軌道にのせてほしいという思いで、立ち上げ年度のみ補助としているところもあります。

事務局：当市でも団体を安定化させていただくという主旨で、補助要綱上で終期を3年と定め、3年間で打ち切りしている場合があります。また、NPO等に対する補助では、単年度で終わる補助などがあるのではと考えています。

委員：毎年募集するか、3年おきにするかは大きな問題だと思う。毎年、審査を行うのは大変なことだろう。また、3年おきに見直して、3年おきに公募することで、より深まった議論ができるのではないか。

委員長：長期的に考えれば、毎年公募を行うことにより、公募件数が平準化して、審査がやりやすいということも考えられるのではと思う。

委員：補助金の募集をしていると市民に周知徹底するには、毎年募集したほうが効果的であると思う。

事務局：現在、第5次基本構想で23年度から10年間の計画を策定していますが、市民自治、地域力の向上ということも計画の中には入っており、その市民の力、地域の力を支援することも柱の1つになっています。支援をしていくためにも申請できる期間の幅は広いほうが良いと思います。

委員：現在交付している補助金の中には、不必要と考えられるものもかなりあるはずだから、予算の減額は可能だと思う。単純に予算を割り振ることが今までの1番の悪弊であったので、そこをきちんと見直しできれば毎年やってもいいと思う。

委員長：補助金が適切か不適切かの判断が明確になるのでいいのではないのでしょうか。

全体的にもう一度再確認していきましょう。何か意見はありますか。

委員：スケジュールの中に1次評価結果通知、再評価とあるが、評価結果は是正して通知するということですか。

事務局：基本的に、委員会は申請内容に基づき、市が補助金を支出することが適当か否かの判断をしていただければよいと考えています。また、不適當の場合には是正の内容をこちらから示す必要性はないと考えています。つまり、「不適當」である旨のみの内容で通知する予定です。もし、通知内容に不服のある団体は、ヒアリングの中で事業の中身なり手法等を説明してもらえればと思います。

委員：申請されたものは、全て通すつもりでいるのか。

事務局：そういうことはありません。それは、実際に申請を受け付けて中身をみてからになります。各補助金の評価を点数化することを考えているので、点数でみたときに、何点未滿は一律不適當とするなどの判断になると思います。どこを基準にするかなどは、これからこの委員会で決定していただくことになると思います。

委員：適当、不適當はこの委員会で判断し、ここで不適當としたものは、議会にかけるのか。また、不適當の団体全てに対してヒアリングを行うのか。

事務局：議会には予算という形で示すことになります。また、ヒアリングは、不適當という結果に異議のある団体のみとします。

委員長：不適當という結果を通知する際に、理由も示してあげるべきだと思う。その理由をみて、この理由なら仕方ないと思うか、納得いかないからもう一度話してPRしたいと思うのではないか。

委員：例えば、補助金の減額をこの委員会で考える必要もありますか。

事務局：ここで判断するのは補助金を交付することが適当か否かなので、額はここでは決めません。金額は、最終的に市が予算化するときに判断します。

委員長：つまり、金額についてはこの委員会で決めないということですか。

事務局：補助期間や対象経費についてのご意見をいただきたいと思いますが、額については予算の段階で市が諸々の事情を踏まえて決めることだと考えています。

委員長：評価基準ですが、これは全てを満たしていないといけないということではなく、評価するときの視点の例示ということですか。また、既存の団体も全て再度申請してもらうということでもいいですか。

事務局：そのとおりです。全ての団体が申請ということになります。

委員：補助金名をみると、いかにも補助金を出すのが適当に思えてしまいますが、いくつかの補助金において交付団体先が同じものもあるので、収支決算がないと全体が捉えられず、判断が付きません。

委員長：特定者補助として検討していく中で、制度的補助に切り替わるもの、また委託金や負担金になるものもあると思います。

事務局：そういう場合もあると考えておりますので、場合によっては要綱の変更等をする期間が必要だと考えています。

委員長：評価基準の補助の公益性・必要性に市の施策を補うような事業を実施する団体であることとあるが、本来行政は市民や他の団体ができないことを補完するものであるので、この表現はおかしいのではないか。これでは、市

の施策と反するところは補助金がもらえないということになってしまいます。

事務局：市で実施したい内容の事業であっても、予算の関係等でできない場合もあるので、その部分を行ってくれる団体という主旨で明記しましたが、評価基準の1の①に明記してある「広く市民に開かれた事業を実施する団体であること」とほぼ同じ意味なので、削除します。

委員長：運営費補助＝人件費補助が多いと思うが、原則事業費補助のみとすることは、もっと考えなくてはならないと思う。

次回、もう一度話し合ひましょう。

### (3) その他

平成22年度第2回の開催日時を次のように決定

・第2回 5月18日(火) 午後2時から

## 4 閉会